

会社法制の見直しに関する要綱案の作成に向けた検討(1)

第1部 企業統治の在り方

第1 取締役会の監督機能

1 社外取締役の選任の義務付け

- (1) 仮に一定の株式会社には一人以上の社外取締役の選任を義務付けることとする場合、その対象とする株式会社に関し、次のいずれかの案とすることについて、どのように考えるか。

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社

【B案】 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社

（注） 例えば、株式会社の規模、上場後の経過年数、上場区分等に応じて対象を更に限定することについて、どのように考えるか。

- (2) 仮に社外取締役の選任を義務付けないこととする場合、例えば、(1)のA案又はB案のような株式会社は、原則として、[一人以上の]社外取締役を選任するものとしつつ、社外取締役を選任しない場合にあっては、その理由を開示するものとするについて、どのように考えるか。

（注） (1)又は(2)のような規律の対象とする株式会社に関し、B案によることとする場合、当該規律を、会社法ではなく、金融商品取引所の規則に設けることについて、どのように考えるか。

2 監査・監督委員会設置会社制度（仮称）

株式会社の機関設計として、次に掲げる規律が適用される「監査・監督委員会設置会社（仮称）」を新設するものとする。

(1) 監査・監督委員会の設置

- ① 株式会社は、定款の定めによって、監査・監督委員会を置くことができるものとする（監査・監督委員会を置く株式会社を、以下「監査・監督委員会設置会社」という。）。
- ② 監査・監督委員会設置会社には、取締役会及び会計監査人を置かな

ければならないものとする。

- ③ 監査・監督委員会設置会社は、監査役を置いてはならないものとする。
- ④ 委員会設置会社は、監査・監督委員会を置いてはならないものとする。
- ⑤ 第363条第1項各号に掲げる取締役が監査・監督委員会設置会社の業務を執行するものとする。

(2) 監査・監督委員の選任・解任及び報酬等の決定の手続等

- ① 監査・監督委員会の委員（以下「監査・監督委員」という。）である取締役は、それ以外の取締役とは区別して、株主総会の決議によって選任するものとする。
- ② 取締役は、監査・監督委員会がある場合において、監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査・監督委員会の同意を得なければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会は、取締役に対し、監査・監督委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができるものとする。
- ④ 監査・監督委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議によるものとする。
- ⑤ 各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができるものとする。
- ⑥ 監査・監督委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができるものとする。
- ⑦ 監査・監督委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものとし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することはできないものとする。監査・監督委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものとし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することは妨げないものとする。
- ⑧ 監査・監督委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等とは区別して、定款又は株主総会の決議によって定めるものとし、

監査・監督委員である取締役の個人別の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、定款又は株主総会の決議によって定められた報酬等の総額の範囲内において、監査・監督委員である取締役の協議によって定めるものとする。また、各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の報酬等について意見を述べることができるものとする。

(3) 監査・監督委員会の構成

- ① 監査・監督委員会は、監査・監督委員3人以上で組織するものとする。
- ② 監査・監督委員は、取締役でなければならないかつ、その過半数は、社外取締役でなければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員は、監査・監督委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができないものとする。

(注) 常勤の監査・監督委員の選定の義務付けはしないものとし、監査・監督委員会が任意に常勤の監査・監督委員を選定した場合にあっては、その理由及び当該常勤の監査・監督委員に関する事項を、また、常勤の監査・監督委員を選定していない場合にあっては、その理由を、それぞれ事業報告の記載事項とする。

(4) 監査・監督委員会の権限

- ① 監査・監督委員会は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - ア 取締役及び会計参与の職務の執行の監査及び監査報告の作成
 - イ 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- ② 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査・監督委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。当該監査・監督委員は、当該報告の徴収又は調査に関する事項についての監査・監督委員会の決議があるときは、これに従わなければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員は、取締役による法令違反等があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならないものとする。
- ④ 監査・監督委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令違反等があると認めると

きは、その旨を株主総会に報告しなければならないものとする。

- ⑤ 監査・監督委員は、取締役による法令違反等の行為がある場合において、当該行為によって当該監査・監督委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、監査・監督委員会及び各監査・監督委員は、それぞれ、委員会設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとする。
- ⑦ 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査・監督委員会の意見を述べることができるものとする。
- ⑧ 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査・監督委員会の意見を述べるすることができるものとする。
- ⑨ 取締役（監査・監督委員である取締役を除く。）との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（第423条第3項）を適用しないものとする。

(5) 監査・監督委員会の運営等

- ① 監査・監督委員会は、各監査・監督委員が招集するものとする。
- ② 監査・監督委員会の決議は、議決に加わることができる監査・監督委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。
- ③ ②の決議について特別の利害関係を有する監査・監督委員は、議決に加わることができないものとする。
- ④ 取締役及び会計参与は、監査・監督委員会の要求があったときは、監査・監督委員会に出席し、監査・監督委員会が求めた事項について説明をしなければならないものとする。
- ⑤ 監査・監督委員会設置会社においては、第366条第1項ただし書の規定により取締役会を招集する取締役が定められた場合であっても、監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、取締役会を招集することができるものとする。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、監査・監督委員会の運営等について、所要の規定を整備するものとする。

(6) 監査・監督委員会設置会社の取締役会の権限

- ① 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、第362条の規定にかか

ならず、次に掲げる職務を行うものとする。

ア 次に掲げる事項その他監査・監督委員会設置会社の業務執行の決定

(ア) 経営の基本方針

(イ) 監査・監督委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

(ウ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

イ 取締役の職務の執行の監督

ウ 代表取締役の選定及び解職

- ② 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、①ア(ア)から(ウ)までに掲げる事項を決定しなければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならないものとする。
- ④ 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、第362条第4項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとする。
- ⑤ ④にかかわらず、監査・監督委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査・監督委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行（委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。
- ⑥ ④及び⑤にかかわらず、監査・監督委員会設置会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができるものとする。

(7) 監査・監督委員会設置会社の登記

監査・監督委員会設置会社は、次に掲げる事項を登記しなければならないものとする。

- ① 監査・監督委員会設置会社である旨
- ② 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- ③ 監査・監督委員の氏名
- ④ (6)⑥による定款の定めがあるときは、その定め

3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

(1) 社外取締役等の要件における親会社等の関係者等の取扱い

① 親会社等の関係者の取扱い

社外取締役等の要件における親会社等の関係者の取扱いに関し、次のような規律を設けることで、どうか。

ア 社外取締役の要件に、株式会社の親会社等又はその取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

イ 社外監査役の要件に、株式会社の親会社等又はその取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

(補足説明)

社外取締役等の要件に、株式会社の親会社の関係者でないものであることを追加することとする場合には、親会社のほか、親会社と同様に議決権を背景として株式会社の経営を支配する者又はその関係者でないものであることも、社外取締役等の要件に追加するのが適切であると考えられる。そこで、本文は、株式会社の親会社その他当該株式会社の経営を支配している者を「親会社等」とし、社外取締役等の要件に、当該親会社等又はその関係者でないものであることを追加することを提案するものである。

また、株式会社の親会社等が自然人である場合、当該親会社等の近親者は、当該親会社等と経済的利益を同一にするものであることからすれば、当該株式会社の経営者が当該株式会社の利益を犠牲にして当該親会社等又はその近親者の利益を図ることについての実効的な監督を期待することは困難であると思われる。そこで、本文に掲げた要件に加え、社外取締役等の要件に、株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加することが考えられる。

なお、「親会社等」の詳細については、現行法における親会社の定義（会社法第2条第4号、会社法施行規則第3条第2項、第3項）を参考に、会社法施行規則に所要の規定を設けることが考えられる（**会社法制部会資料18** 第2の1(1)①参照）。

② 兄弟会社の関係者の取扱い

社外取締役及び社外監査役の要件に、それぞれ、株式会社の親会社の子会社（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加す

ることで、どうか。

③ 株式会社の関係者の近親者の取扱い

ア 社外取締役等の要件における株式会社の関係者の近親者の取扱いに関し、次のような規律を設けることで、どうか。

(ア) 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役又は支配人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

(イ) 社外監査役の要件に、株式会社の取締役又は支配人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

イ 社外取締役及び社外監査役の要件に、それぞれ、株式会社の重要な使用人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

当部会では、社外取締役等は、株式会社の取締役等の経営者を監督することが期待されるものであり、株式会社の使用人を直接監督することが期待されているわけではないので、社外取締役等の要件において、取締役等の近親者と使用人の近親者とを同様に取り扱わなければならないとまでは必ずしもいえないのではないかと指摘がされている。

他方で、株式会社の使用人の近親者でないものであることを社外取締役等の要件に追加すべきであるとの意見の中には、社外取締役等に期待される監督機能という観点からは、重要な使用人に限り、その近親者でないものであることを社外取締役等の要件に追加することも考えられるとの意見もある。

そこで、社外取締役等の要件に、株式会社の重要な使用人（会社法第362条第4項第3号参照）の近親者でないものであることを追加することについて、検討する必要がある。

④ 重要な取引先の関係者の取扱い

社外取締役及び社外監査役の要件に、それぞれ、株式会社の重要な取引先の取締役等でないものであることを追加することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

当部会では、株式会社の取引先の重要性の基準について、ある取引先に対す

る売上高が一定金額以上であること等の形式的な基準を設けた上で、社外取締役等の要件に、当該取引先の取締役等でないものであることを追加すべきであるとの指摘がされている。

このような取引先の重要性に係る形式的な基準について、例えば、ニューヨーク証券取引所の規則（NYSE Listed Company Manual 303A.02(b)(v)）では、「独立取締役」の要件の一つとして、「過去3事業年度のいずれかの年度において、100万ドル又はその連結総収入の2%を超える額のいずれか多い額を、資産・役務の対価として当該上場企業に対して支払った企業又は当該上場企業から支払われた企業の従業員でないこと」が挙げられている。

社外取締役等の要件に、重要な取引先の関係者でないものであることを追加すべきであるとの意見の理由としては、①取引関係を原因とする、株式会社の経営者に対する取引先の影響力を無視することができないこと及び②株式会社の経営者が、取引先の選択を通じて、取引先に対して影響力を及ぼすことが挙げられている。そこで、これらの観点から、当該株式会社にとっての取引先の重要性及び取引先にとっての当該株式会社の重要性について、それぞれの形式的な基準を検討する必要がある。また、規模や売上高等が異なる様々な株式会社に一律に適用される形式的な基準を設けることが適切か、検討する必要がある。

(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

- ① 社外取締役の要件に係る対象期間の限定として、次のような規律を設けることで、どうか。
 - ア その就任の前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものであることを要するものとする。
 - イ その就任の前10年内のいずれかの時において、株式会社又はその子会社の取締役（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）、会計参与又は監査役となつたことがあるものにあつては、これらのものへの就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものであることを要するものとする。
- ② 社外監査役の要件に係る対象期間の限定として、次のような規律を設けることで、どうか。
 - ア その就任の前10年間株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないも

のであることを要するものとする。

イ その就任の前10年内のいずれかの時において、株式会社又はその子会社の監査役となったことがあるものにあつては、当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものであることを要するものとする。

(3) 取締役及び監査役の責任の一部免除

取締役及び監査役の責任の一部免除に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- ① 株式会社は、取締役（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で、第427条第1項に定める契約（責任限定契約）を締結することができるものとする。
- ② 最低責任限度額（第425条第1項）の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乗すべき数は、次のアからウまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該アからウまでに定める数とするものとする（同項第1号参照）。
 - ア 代表取締役又は代表執行役 6
 - イ 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であるものに限る。）又は代表執行役以外の執行役 4
 - ウ 取締役（ア又はイに掲げるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人 2
- ③ 第911条第3項第25号及び第26号を削除するものとする。

第2 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）は、株主総会に提出する会計監査人の選解任等に関する議案等についての決定権を有するものとする。どうか。

（補足説明）

会計監査人の報酬等についての監査役（会）及び監査委員会の同意権（会社法第399条）は、会社法制定時に新たに規定されたものであるが、会計監査人の独立性は、監査役（会）又は監査委員会がその職務として当該同意権を適切に行使する

ことにより確保することができると考えられる。また、報酬等の決定は、財務に関わる経営判断と密接に関連するものであることや、現行法において監査役（会）及び監査委員会に認められている権限との均衡も考慮すれば、会計監査人の報酬等の決定権を監査役（会）及び監査委員会に付与することについては、慎重に検討する必要がある。

第3 資金調達の場合における企業統治の在り方

1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

(1) 公開会社における募集株式の割当て等の特則

- ① 公開会社は、募集株式の引受人について、アに掲げる数のイに掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合には、第199条第1項第4号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の2週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下(1)において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのアに掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならないものとする。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等（株式会社の親会社その他の当該株式会社の経営を支配している者として法務省令で定めるものをいう。(2)①において同じ。）である場合又は第202条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでないものとする。

ア 次に掲げる数の合計数

(ア) 当該引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

(イ) 当該引受人の子会社等（ある者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(2)①ア(イ)において同じ。）が有する議決権の数

イ 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

- ② ①の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ③ ①の規定にかかわらず、公開会社が①に規定する事項について①に規定する期日の2週間前までに金融商品取引法第4条第1項から第3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、①の規定による通知は、す

ることを要しないものとする。

- ④ 株主総会の決議を要する場合について、次のいずれかの案とするものとする。どうか。

【A案】 [総株主（④の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が①の規定による通知の日又は②の公告の日（③に規定する場合にあっては、法務省令で定める日（会社法施行規則第40条参照））から2週間以内に特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、] 当該公開会社は、①に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第205条の契約の承認を受けなければならないものとする。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の存立を維持するため緊急の必要があるときは、この限りでないものとする。

【B案】 法務省令で定める数の株式（④の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が①の規定による通知の日又は②の公告の日（③に規定する場合にあっては、法務省令で定める日）から2週間以内に特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、①に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第205条の契約の承認を受けなければならないものとする。

（注） 「法務省令で定める数」としては、本文の株主総会が開催されれば普通決議の成立を阻止する可能性があるような議決権の数（具体的には、普通決議の要件について定款に別段の定めがない場合には、総株主の議決権の4分の1を超える数）を定めることが考えられる（会社法施行規則第197条参照）。

- ⑤ 第309条第1項の規定にかかわらず、④の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない

らないものとする。

(2) 公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

- ① 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は第244条第1項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下①において「引受人」という。）について、アに掲げる数のイに掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合には、割当日の2週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下(2)において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのアに掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならないものとする。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第241条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでないものとする。

ア 次に掲げる数の合計数

(ア) 当該引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数のうち最も多い数

(イ) 当該引受人の子会社等が有する議決権の数

イ ア(ア)に規定する場合における総株主の議決権の数のうち最も多い数

- ② ①に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第236条第1項第7号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式というものとする。
- ③ ①の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ④ ①の規定にかかわらず、公開会社が①に規定する事項について割当日の2週間前までに金融商品取引法第4条第1項から第3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、①の規定による通知は、することを要しないものとする。
- ⑤ 株主総会の決議を要する場合について、(1)④と同様の規律を設けるものとする。どうか。
- ⑥ 第309条第1項の規定にかかわらず、⑤の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の

割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならないものとする。

2 仮装払込みによる募集株式の発行等

募集株式の発行に係る出資の履行を仮装した者の責任等について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 募集株式の引受人は、次に掲げる場合には、株式会社に対し、次に定める行為をしなければならないものとする。

ア 募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合 払込みを仮装した払込金額の全額の支払

イ 現物出資財産の給付を仮装した場合 当該現物出資財産の給付(株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払)

(注) ①の義務は、第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

- ② ①ア又はイに掲げる場合には、出資の履行を仮装することに関与した取締役(委員会設置会社にあっては、執行役を含む。)として法務省令で定める者は、株式会社に対し、①アの払込金額又は同イの金銭の全額に相当する金額を支払う義務を負うものとする。ただし、その者(当該出資の履行を仮装したものを除く。)がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。
- ③ ①により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。
- ④ ①の支払若しくは給付又は②による支払がされたときは、募集株式の引受人は、出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を失わなかったものとみなすものとする。
- ⑤ 募集株式の引受人は、①ア又はイに掲げる場合には、①の支払若しくは給付又は②による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができないものとする。
- ⑥ ⑤の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができるものとする。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでないものとする。

(注) 発起人が設立時発行株式の出資の履行を仮装した場合、設立時募集株式の引受人が払込金額の払込みを仮装した場合並びに募集新株予約権の払込金額の払込み(当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付を含む。)が仮装された場合

及び新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付が
仮装された場合についても、同様の規律を設けるものとする。

3 新株予約権無償割当てに関する割当通知

株式会社は、第278条第1項第3号の日後遅滞なく、かつ、同項第1号の新株予約権についての第236条第1項第4号の期間の末日の2週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、第278条第1項第4号の種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（第278条第1項第2号に規定する場合にあつては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならないものとする。